

2 税制改正による増減収見込額（令和7年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	△ 264	△ 486	△ 750			
	△ 264	△ 486	△ 750			
2 不動産取得税 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
	△ 1		△ 1	△ 1		△ 1
3 固定資産税 (1) 生産性向上や質上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長		7	7			
		9	9			
(2) その他		△ 2	△ 2			
合 計	△ 265	△ 479	△ 744	△ 1		△ 1
国税の税制改正に伴うもの	△ 68	△ 27	△ 95	△ 2		△ 2
個人住民税	△ 65	△ 118	△ 183			
法人住民税	△ 1	△ 5	△ 6			
法人事業税	△ 18		△ 18	△ 2		△ 2
地方たばこ税	16	96	112			
再 計	△ 333	△ 506	△ 839	△ 3		△ 3

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、給与所得控除の引上げ等（△700億円）及び特定親族特別控除（仮称）の創設（△50億円）である。

（注3） 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に△139億円の減収が生じることとなる。

（注4） 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は、平年度△9億円と見込まれる。